

人事委員会規則七—〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月二十五日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七—〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則
規則七—〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一 級別職務表（第三条関係） イ 行政職給料表級別職務表		別表第一 級別職務表（第三条関係） イ 行政職給料表級別職務表	
職務の級	級別標準職務表に規定する職務	職務の級	級別標準職務表に規定する職務
1級	主事又は技師の職務	1級	主事又は技師の職務
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務	2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3級	主査の職務	3級	主査の職務
4級	副主幹の職務	4級	副主幹の職務
	左欄の職務とそれが同程度の職務及び責任の度が同程度の職務		左欄の職務とそれが同程度の職務及び責任の度が同程度の職務
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財主事の職務 (2) 少年補導職員の職務 		<ul style="list-style-type: none"> — 文化財主事の職務 — 学芸主事又は困難な業務を行う文化財主事の職務
	<ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) 略 (3) 係長又は専門官 		<ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) 略 (3) 係長、専門官又は警察署の係長の段階にある課長、主任専門官若しくは課長代理の職務
	略		略
	<ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) 略 (3) 警察本部 		<ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) 略 (3) 警察本部及び警察学校
	の課長補佐、隊長補佐、センター長		（以下「警察本部等」という。）の課長補佐、隊長補佐、所長補佐、センター長

		<p>補佐_____若しくは主任専門官、<u>警察学校の科長又は課長補佐の段階にある警察署の課長若しくは主任専門官</u>の職務</p>
	2 困難な業務を行う主査の職務	<p>(1)・(2) 略 (3) 困難な業務を行う係長又は_____専門官_____の職務</p>
5級	略	略
	3 困難な業務を行う副主幹の職務	<p>(1)・(2) 略 (3) 困難な業務を行う警察本部____の課長補佐、隊長補佐_____、センター長補佐_____若しくは主任専門官、<u>困難な業務を行う警察学校の科長又は困難な業務を行う_____課長補佐の段階にある警察署の課長若しくは主任専門官_____の職務</u></p>
6級	1 本庁課長の職務	<p>(1)～(3) 略 (4) 警察本部____の課長又は主席調査官の職務</p>
	略	略
	3 上席主幹の職務	<p>(1) 略 (2) 警察本部____の調査官、<u>監査室長、施設管理室長、交</u></p>

		<p>補佐、<u>科長若しくは主任専門官_____又は警察署の課長補佐の段階にある課長、_____主任専門官若しくは課長代理の職務</u></p>
	2 困難な業務を行う主査の職務	<p>(1)・(2) 略 (3) 困難な業務を行う係長若しくは専門官又は困難な業務を行う警察署の係長の段階にある課長、主任専門官若しくは課長代理の職務</p>
5級	略	略
	3 困難な業務を行う副主幹の職務	<p>(1)・(2) 略 (3) 困難な業務を行う警察本部____の課長補佐、隊長補佐、所長補佐、センター長補佐、<u>科長若しくは主任専門官_____又は困難な業務を行う警察署の課長補佐の段階にある_____課長、主任専門官若しくは課長代理の職務</u></p>
6級	1 本庁課長の職務	<p>(1)～(3) 略 (4) 警察本部____の課長又は主席調査官の職務</p>
	略	略
	3 上席主幹の職務	<p>(1) 略 (2) 警察本部____の調査官_____又は</p>

		通管制官若しくは照会センター所長又は調査官の段階にある警察本部の次長の職務
	4 地域振興局 の次長の職務	(1)・(2) 略 (3) 警察署の調査官若しくは会計官又は____調査官の段階にある警察署の課長の職務
略	略	略
略	略	略
ロ 公安職給料表級別職務表		
職務の級	級別標準職務表に規定する職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略	略	略
4級	1 係長の職務	警察本部の____の小隊長、班長若しくは技能指導官、警察署の警備派出所長、____駐在所長____ 若しくは課長代理又は係長の段階にある警察署の交番所長若しくは技能指導官の職務
略	略	略
5級	1 警察本部の課長補佐の職務	警察本部の____副隊長、____広域捜査官____、____指導官、隊長補佐____、____セクター長補佐、鉄道警察隊長、機動警察隊長、____、機動警

		交通管制官____ ____ ____の職務
	4 地域振興局 の次長の職務	(1)・(2) 略 (3) 警察署の調査官____ 又は警察署の調査官____の段階にある____課長若しくは主任専門官の職務
略	略	略
略	略	略
ロ 公安職給料表級別職務表		
職務の級	級別標準職務表に規定する職務	左欄の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略	略	略
4級	1 係長の職務	警察本部等の小隊長、班長若しくは技能指導官、警察署の警備派出所長若しくは警察官駐在所長又は警察署の係長の段階にある課長、____課長代理、____交番所長若しくは技能指導官の職務
略	略	略
5級	1 警察本部の課長補佐の職務	警察本部等の副所長、副隊長、____科長、指導官、隊長補佐、所長補佐、セクター長補佐、鉄道警察隊長____、____、鉄道警察隊副隊長、航空隊副隊長、機動警

	<p>察隊副隊長、通信指令官、少年保護対策室長、強行特捜班長、検視官、特捜指導官、知能特捜班長、組織犯罪特別捜査班長、機動鑑識班長、広域機動捜査班長、交通事故分析官、被害者連絡調整官、<u>分駐隊長若しくは航空隊副隊長、課長補佐の段階にある警察本部の次長若しくは技能指導官又は警察学校の科長の職務</u></p>
略	略
<p>3 困難な業務を行う係長の職務</p>	<p>困難な業務を行う警察本部の小隊長、班長若しくは技能指導官、困難な業務を行う警察署の警備派出所長、<u>駐在所長</u></p> <p>若しくは課長代理 又は困難な業務を行う係長の段階にある警察署の交番所長 若しくは技能指導官の職務</p>
6級	<p>1 警察本部の調査官の職務</p> <p>警察本部の<u>交通聴聞官、公安委員会補佐室長、県民安全相談センター長、情報公開センター長、犯罪被害者支援室長、捜査実践教養室長、取調べ監督室長、安全・安心まちづくり支援対策</u></p>
	<p>察隊副隊長、通信指令官、少年保護対策室長、強行特捜班長、検視官、<u>知能特捜班長、組織犯罪特別捜査班長、機動鑑識班長、広域機動捜査班長、交通事故分析官、被害者連絡調整官若しくは分駐隊長又は</u> <u>課長補佐の段階にある警察本部等の機動警察隊長の職務</u></p>
略	略
<p>3 困難な業務を行う係長の職務</p>	<p>困難な業務を行う警察本部の小隊長、班長若しくは技能指導官、困難な業務を行う警察署の警備派出所長若しくは警察官駐在所長又は困難な業務を行う警察署の係長の段階にある課長、<u>課長代理</u></p> <p>若しくは課長代理 又は困難な業務を行う係長の段階にある警察署の刑事指導官、<u>交通聴聞官</u></p>
6級	<p>1 警察本部の調査官の職務</p> <p>警察本部の<u>刑事指導官、交通聴聞官</u></p>

	<p>官、許可等事務担当室長、子供・女性・高齢者安全対策官、少年サポートセンター長、犯罪捜査支援室長、刑事指導官、取調べ指導官、傍受指導官、組織窃盗対策官、性犯罪捜査指導官、財務捜査室長、組織犯罪捜査室長、意見聴取官、保護対策官、交通管制センター所長、交通反則通告センター所長、通告官、外事・国際テロリズム対策室長、航空隊長、警衛警護官若しくは災害対策官、調査官の段階にある警察本部の次長又は警察学校の副校長の職務</p>
2 警察署の副署長の職務	<p>警察署_____の副署長(秋田中央警察署を除く。)、刑事官、地域交通官又は調査官の職務</p>
3 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務	<p>困難な業務を行う警察本部の_____副隊長、広域捜査官_____、指導官、隊長補佐_____、センター長補佐_____、機動警察隊長、機動警察副隊長、鉄道警察隊長、_____、機動警察隊副隊長、通信指令官、少年保護対策室長、強行特捜班長、検視官、特捜指導官、知能特捜班</p>

	<p>副校長の職務 又は_____</p>
2 警察署の副署長の職務	<p>警察署(秋田中央警察署を除く。)の副署長_____、刑事官、地域交通官又は調査官の職務</p>
3 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務	<p>困難な業務を行う警察本部等の副所長、副隊長_____、科長、指導官、隊長補佐、所長補佐、センター長補佐_____、機動警察隊長_____、鉄道警察副隊長、_____、機動警察隊副隊長、通信指令官、少年保護対策室長、強行特捜班長、検視官_____、知能特捜班</p>

	略	<p>長、組織犯罪特別捜査班長、機動鑑識班長、広域機動捜査班長、交通事故分析官、被害者連絡調整官、<u>分駐隊長若しくは航空隊副隊長、困難な業務を行う課長補佐の段階にある警察本部の次長</u>、特に困難な業務を行う警察本部の技能指導官又は困難な業務を行う警察学校の科長の職務</p>
7級	1 警察本部の課長の職務	<p>警察本部の科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、主席調査官、監察官、<u>高齢者対策統括官、免許監理官、高齢者交通事故対策官、企画官、交通事故事件捜査統括官、統括検視官若しくは広域捜査官、困難な業務を行う警察本部の調査官</u>、<u>交通聴聞官、公安委員会補佐室長、県民安全相談センター長、情報公開センター長、犯罪被害者支援室長、捜査実践教養室長、取調べ監督室長、安全・安心まちづくり支援対策官、許可等事務担当室長、子供・女性・</u></p>
	略	<p>長、組織犯罪特別捜査班長、機動鑑識班長、広域機動捜査班長、交通事故分析官、被害者連絡調整官若しくは分駐隊長、<u>困難な業務を行う警察本部等の課長補佐の段階にある機動警察隊長又は特に困難な業務を行う警察本部等の技能指導官</u>の職務</p>
7級	1 警察本部の課長の職務	<p>警察本部の科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、主席調査官、監察官、<u>免許監理官、高齢者交通事故対策官、企画官、交通事故事件捜査統括官、統括検視官若しくは広域捜査官、困難な業務を行う警察本部の調査官、刑事指導官若しくは交通聴聞官</u></p>

略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

この規則は、公布の日から施行する。